

平成21年度和光市保育クラブガイドライン策定委員会（第3回）（要録）

開催日	平成21年8月13日（木）	開会時間	13時30分
会場	市役所4階 401会議室	閉会時間	15時30分
委員等の出欠状況	◎山崎 悟	企画部審議監兼政策課長	出
	結城 浩一郎	総務部財政課長	出
	久保 節子	保健福祉部こども福祉課次長兼課長	出
	○鈴木 直幸	教育委員会事務局次長兼学校教育課長	出
	川嶋 健次	（社）和光市社会福祉協議会事務局長	出
	松本 好司	大新東ヒューマンサービス（株）	出
	山下 麻子	和光市学童保育連絡協議会顧問	出
	◎委員長 ○副委員長		
事務局	【生涯学習課】富岡次長兼課長、星野主幹兼課長補佐、 中田統括主査、谷保主事		
議題	1 開会 2 議事 和光市保育クラブガイドライン（案）について 3 その他 今後のスケジュールについて 4 閉会		

1 開会

2 【議事】和光市保育クラブガイドライン（案）について

- （委員） 前回の内容であるが、P6の③労働条件についての②の「運営責任者」は、「運営管理者」の表記のほうが良いのではないかと。また、併せて、P1で運営管理者の定義について、「市または指定管理者」となっているが、市は設置管理者であるため、運営管理者は指定管理者のみで良いのではないかと。
- （委員） 運営管理者の定義を「市または指定管理者」としたのは、第1回の委員会内で協議済みである。
- （事務局） 運営責任者という表現は、文章の内容をみて、指定管理者に改める。

### 【ガイドライン（案）P 6、Ⅲ－2（指導員の研修）】

- （委員）(1)の研修の機会の保障については、前段に同じ内容が記載されているので、前段に内容を組み込むかたちで整理したほうが良いのではないかと。
- （委員）(2)研修の内容の③については、「障害について理解し、障害を有する児童及びその保護者を支援するための研修」にしたほうが良いのではないかと。
- （委員）(2)研修の内容の②については、前半と後半を分けて記載したほうが良いのではないかと。
- （委員）(2)研修の内容の④の中に、地域や各保育クラブ特有の課題に応じた内容の研修を含めたほうが良いのではないかと。
- （委員）役職に応じた階層別の研修、課題に応じた研修について、大きなくくりで記載しても良いのではないかと。
- （委員）新任者研修と課題に応じた研修は分けて記載したほうが良い。
- （委員）研修内容については、指定管理の運営の中で充実させれば良いので、ここであまり細かく記載する必要はないのではないかと。
- （委員）研修については、大きなくくりの中で3～4つ記載する方向で調整をお願いしたい。

### 【ガイドライン（案）P 7、Ⅳ－1（保育内容）】

- （事務局）降所時の指導員と保護者のコミュニケーションについては、重要視しており、ぜひガイドラインに記載したい。
- （委員）児童の降所時は、「保護者の迎えが原則であり、家庭の事情等で迎えに来られない場合において、保護者からの要望により一人帰りをしている。」のが現状である。一人帰りについて、認識の違いが生じないように「保護者の迎えが原則であること。」を明記してもらえないか。
- （委員）「なお、降所時のお迎え～」の部分について、「保護者が迎えに来られない児童については」を削除すれば、意味が通じるのではないかと。
- （委員）(3)おやつ・昼食の部分について、アレルギーの部分については、一番最後に挿入したほうが意味が通じるのではないかと。
- （委員）昼食についてはというよりは、昼食は春休み・夏休みなど長期休暇期間に限られるものなので、「長期休暇期間の昼食については、」と期間を限って記載したほうが良いのではないかと。
- （委員）(4)児童の健康管理の部分については、「指導員は、児童の体温や普段と異なる様子などに注意し、児童の具合が悪いと考えられるときは、保護者と連絡を取り、迎えに来てもらうなど、～配慮することとします。」のほうがわかりや

すいのではないか。

(委員) (4)児童の健康管理については、保育園では何度以上の発熱は保護者に連絡するとか、迎えに来てもらうなど明確な基準がある。

(委員) ここでは、児童の健康管理でしなければならないことを簡潔に記載すればいいのではないか。次に(5)児童の活動について、コミュニティとは、社会性・集団性を意味しているのか。

(委員) 異年齢集団の中の関わりのことではないか。

(委員) (6)の運営方針を定めるのは、指定管理者であって、他に市が別の運営方針を定めることはあるのか。

(事務局) 運営方針とは、指定管理者が設定している方針のことである。

(委員) (7)保護者との連携で、保護者が参加できるような活動とは保護者会のことか。

「保護者も共に子育てに関わることができるように」の表現は、子育てを第一次的にしているのは保護者であるので、削除してもいいのではないか。

保護者が参加できるような活動といっても、平日の参加は難しいことが想定されるため、指定管理者の負担になるのではないか。

(委員) 保護者が参加の催しなどは、土曜日に開催している。

(委員) 保育クラブによって、それぞれ異なる活動をしているのが現状である。

(委員) 保護者に活動内容の周知をするということであるのであれば、「保護者が参加できるような活動を」の表現のほうがわかりやすい。

(委員) (8)学校との連携の部分で、アのお書きの部分の個人情報の関係は、全てに共通するところなので、ここに記載する必要はないのではないか。

(委員) 学校との連携について、各小学校の管理職に伝えていることは、放課後に児童をきちんと保育クラブに送り届けようということと、教頭が学校の窓口になって、保育クラブの指導員と密に連絡をとろうということである。

(委員) 児童虐待への対応について、(10)として、保育内容の気づきの一つとして、「児童虐待を発見し、社会的な介入が必要な場合は、児童相談所など関係機関と連携をとることとする。」などの文言を追記したほうが良いのではないか。

(事務局) 指導員の通告義務などもあるので、保育内容の一つとして、(10)児童虐待への対応を追記する。

#### 【ガイドライン（案）P7、IV-2（児童の安全管理）】

(委員) メールとは、Eメールで良いのか。

(事務局) Eメールである。

(委員) 学校は携帯メールを使用している。

- (委員) 今後、携帯メールを活用することもあるとして、Eメールのあとに「など」を追記することとする。(2)傷害保険等の加入については、何の保険のことなのか。
- (事務局) 指定管理者で入っている保険のことである。保険については、再度調べて、文章を修正したものを後日ご連絡する。

#### 【ガイドライン(案) P7、IV-3 (保護者の保育参加と保護者会の設置)】

- (委員) 保護者会の設置は、任意なのではないか。
- (委員) 保護者会については、保育クラブによって設置の有無がある。
- (事務局) (仮称) 保育クラブ関係者連絡会議を設置するにあたり、保護者会の設置をお願いしたい意向がある。
- (委員) 学童連については、現在保護者会を設置している保育クラブの代表が出てきているので、すべての保育クラブとつながっているわけではない。市の学童連があって、その上に、県と全国がある。学童連の市との関係は、要望して回答をいただいているということだけである。
- (委員) 3のタイトルを「(仮称) 保育クラブ関係者連絡会議の設置」として、②市は、(仮称) ~という文章を入れれば良いのではないか。
- (委員) 前段が長いので、簡単な設置目的を記載して、市がどうしていくかについて記載すれば良いのではないか。

#### 【ガイドライン(案) P7、IV-4 (苦情・要望への対応)】

- (委員) リードの部分は、全て削除でも良いのではないか。苦情がないようにするのが当然なので、苦情があった場合はどうするかのみ記載したほうが良いのではないか。
- (委員) (1)と(2)は説明になっているので、リードの部分と統合しても問題はないのではないか。(3)の体制整備について、苦情要望に対する整備を具体的にどうするかの記事をしたほうが良いのではないか。第三者委員会の設置、苦情対応窓口の設置など入れたほうが、より明確でわかりやすいのではないか。市と指定管理者の対応について、別々に記載したほうが良い。

### 3 その他

今後のスケジュールについては、事務局から説明。いただいたご意見をもとに、全体的に修正し、見直したものを早めに委員に連絡する。